

家族心理学研究 投稿規定

1. 本誌に掲載される論文は、本学会会員が執筆した家族心理学に関する論文とする。執筆者が複数の場合には、原則として執筆者全員が本学会会員であることを要する。
2. (倫理規定) 本誌に投稿される論文は、研究者が遵守すべき社会通念としての研究者倫理に抵触していないものでなければならない。審査過程で投稿論文が研究者倫理に抵触する疑義が提出された場合は倫理問題検討のための手続きがとられる。
3. (二重投稿について) 投稿から、「掲載可」または「再審査」の結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一論文または実質上同一論文が他の雑誌に投稿される場合には二重投稿と判断する。二重投稿が確定した時には、家族心理学研究に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。事実関係の調査の後、家族心理学研究の広報欄で著者名を含めて事実関係を公表すると同時に、重ねて投稿された、またされている他雑誌の発行機関に事実関係を報告する。
4. (未公刊について) 審査の対象となる投稿論文は未公刊のものに限る。
5. 投稿論文は、編集委員会が編集委員ならびに会員の協力を得て審査し、掲載の可否を決める。
6. 審査の結果、修正が必要とされた論文について、その旨を通知した日から起算して半年を超えて再投稿がなされない場合には、著者による申し出がない限り投稿を取り下げたものとする。
7. 原著論文はA、Bは原則として、問題(目的)、方法、結果、考察(結論)、文献、英文要約の順に構成されることが望ましい。
8. 投稿論文の長さは、本誌(B5で、22字×2段×38行)の10ページあるいは12ページとする。討論および書評は、本誌1ページあるいは2ページとする。
9. 投稿する際には、本誌巻末に掲載の執筆要領により執筆するものとする。
10. 校正は、初校を著者、再校以降は編集部で行う。
11. 投稿に当たっては、学会誌巻末もしくは学会ホームページから「家族心理学研究論文掲載申込書」と「投稿論文チェックリスト」を入手し、必要事項を記入の上、提出する4部の原稿にそれぞれ添付する。
12. 別刷りは、投稿の際に必要な部数を申し込むこととし、その費用は全額本人負担とする。
13. 掲載された論文の著作権は、家族心理学研究著作権規定による。
14. 原稿は、必ず書留便で下記あて郵送することとする。

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院教育学研究科
中釜洋子研究室内 「家族心理学研究」編集委員会
j:jafp@educhan.p.u-tokyo.ac.jp

・執筆にあたっては、学会のウェブサイトを参照してください。

付則

1. 本規定は、1986年6月8日より施行する。
2. 本規定は、1988年9月1日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本規定は、1992年6月28日に一部改定し、同日より施行する。
4. 本規定は、1997年6月1日に一部改定し、同日より施行する。
5. 本規定は、1999年5月22日に一部改定し、同日より施行する。
6. 本規定は、2001年11月1日に一部改定し、同日より施行する。
7. 本規定は、2003年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
8. 本規定は、2004年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
9. 本規定は、2010年8月21日に一部改定し、同日より施行する。